

# 訴 状

令和●年●月●日

●●地方裁判所民事部御中

原告訴訟代理人弁護士 ●

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

投稿記事削除請求事件

訴訟物の価額 金 1 6 0 万円

ちょう用印紙額 1 万 3 0 0 0 円

## 第 1 請求の趣旨

- 1 被告は、別紙投稿記事目録記載の投稿記事を削除せよ。
  - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求める。

## 第 2 請求の原因

### 1 本件投稿

インターネットのサイト「●」（以下「本件サイト」という）では、氏名不詳者により別紙投稿記事目録記載の投稿記事（以下「本件投稿」という）が公開された（甲●：画面）。

### 2 人格権侵害差止請求権

#### (1) サイト管理者に対する人格権侵害差止請求の根拠

最二小判令和 4 年 6 月 24 日（民集 76 卷 5 号 1170 頁）は、「このような人格的価値を侵害された者は、人格権に基づき、加害者に対し、現に行われて

いる侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができるものと解される」としたうえで、サイト管理者に対する人格権侵害差止請求権を認めている。

## (2) 人格権侵害差止請求権の要件事実

人格権侵害差止請求権は、不法行為の成立を前提とせず、人格権が違法に侵害された事実で成立する。その成否の判断では、基本的に「総合衡量的受忍限度判断」（最高裁判例解説民事編平成7年度732頁参照）の手法が採用されている。

人格権侵害差止請求の要件事実と不法行為に基づく損害賠償請求の要件事実の関係につき、最二小判平成7年7月7日（国道43号線事件上告審判決、民集49巻7号2599頁）は、「差止請求を認容すべき違法性があるかどうかを判断するにつき考慮すべき要素は、周辺住民から損害の賠償が求められた場合に賠償請求を認容すべき違法性があるかどうかを判断するにつき考慮すべき要素とほぼ共通する」と判示している。

そのため、人格権侵害差止請求では、損害賠償請求での考慮要素（違法性阻却事由も含む）を総合衡量のうえ、侵害の違法性を判断することになる。

## (3) 被告のサイト管理者性

被告は、本件サイトを管理・運営している（甲●）。

## (4) 人格権侵害

本件投稿は、別紙権利侵害の明白性記載のとおり、原告の人格権を違法に侵害する。

## (5) 小括

したがって、原告は被告に対し、人格権侵害差止請求権を有する。

## 3 結論

よって、原告は被告に対し、人格権侵害差止請求として、別紙投稿記事目録記載の投稿記事の削除を求める。

以上

## 証 拠 方 法

証拠説明書に記載

## 附 属 書 類

- 1 訴状副本 ..... 1 通
- 2 甲号証写し ..... 各 2 通
- 3 証拠説明書 ..... 2 通
- 4 訴訟委任状 ..... ●通
- 5 資格証明書 ..... ●通

(別紙) 当事者目録

〒●

原告

●

〒●

●法律事務所 (送達場所)

電話 ● F A X ●

原告訴訟代理人弁護士

●

〒●

被告

●

上記代表者代表取締役

●

(別紙) 投稿記事目録

番号	1
閲覧用 URL	
投稿内容	
投稿日時	

(別紙) 権利侵害の説明